# XV 農林水産業所得の部

## 解説

この部には、国民所得、農業・食料関連産業の経済計算、農業総産出額及び生産農業所得、 林業産出額並びに漁業産出額及び生産漁業所 得に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

#### 1 国民所得

内閣府の「国民経済計算」を収録した。

これは、2009年に国連によって勧告された国際基準(2008 S N A)に基づき、一国全体のマクロの経済状況をフロー面(生産、分配、支出及び資本蓄積)及びストック面(資産及び負債)から体系的に明らかにすることを目的に作成したものである。

国民所得とは、ある一定期間に国民全体が得る所得の総額をいい、本書では経済活動別(=産業別)の国内要素所得及び国民所得の要素費用別の分配について掲載した。

#### 2 農業・食料関連産業の経済計算

農林水産省統計部の「農業・食料関連産業の 経済計算」を収録した。

これは、食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握することにより、我が国の全経済活動における位置付けを明らかにするとともに、他産業と比較することを目的に作成したものであり、概念・定義、推計方法は「産業連関表」(総務省等10府省庁)及び「国民経済計算」に準拠している。

なお、農業・食料関連産業の経済計算では、 経済活動を商品ベースにより把握しており、 例えば、6次産業化の取組により農業経営体 が生産する加工食品などは、食品製造業に計 上されることに留意されたい(国民経済計算 では、経済活動を事業所ベースにより把握し ているため、農業経営体が行う6次産業化の 取組は、農林水産業に計上される。)。

#### 3 農業総産出額及び生産農業所得

農林水産省統計部の「生産農業所得統計」を収録した。

- (1) 農業総産出額(全国推計値)
  - a 農業総産出額(全国推計値)

農業生産活動による最終生産物の品目ご との生産量から農業に再び投入される中間 生産物(種子、飼料等)を控除した品目別 生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じ たものである。

#### b 生產農業所得

農業総産出額から物的経費(減価償却費 及び間接税を含む。)を控除し、経常補助 金を加算したものである。

(2) 都道府県別農業産出額及び生産農業所得 (都道府県別推計値)

農業産出額及び生産農業所得は、(1)とほぼ同じであるが、他都道府県に販売した中間生産物は当該品目の産出額として計上している。

### 4 林業産出額

農林水産省統計部の「林業産出額」を収録した。

木材統計調査、特用林産物生産統計調査等から得られる品目別生産量に木材流通統計調査から推計される木材の山元土場価格、青果物卸売市場調査等から推計される栽培きのこ類の農家庭先販売価格等を乗じて推計したものである。

#### 5 漁業産出額

農林水産省統計部の「漁業産出額」を収録した。

#### (1) 漁業産出額

海面漁業生産統計調査等から得られる魚種別生産量に産地水産物流通調査、主要産地の市場、関係団体等から得られる都道府県別魚種別産地卸売価格等を乗じて推計したものである。

## (2) 生産漁業所得

(1)により推計した海面漁業・養殖業産出額及び内水面漁業・養殖業産出額に漁業経営統計調査又は産業連関構造調査(内水面養殖業投入調査)から得られる所得率を乗じて漁業産出額全体の所得を推計したものである。